

建設工事請負契約約款について

長井市の建設工事請負契約約款（以下、約款）は、山形県の約款に倣って制定していますが、下記の表のとおり、一致していない箇所があります。

県と市の約款の相違点まとめ

条項等	相違点
第 3 条	県：第 1 項で契約締結後 7 日以内の工程表と内訳書の提出義務を規定 市：第 1 項で契約締結後 7 日以内の工程表の提出義務を規定し、第 2 項で発注者である長井市が必要と認めるときのみ内訳書の提出を規定
第 2 1 条 第 1 項	県：天災等に高潮の規定あり 市：天災等に高潮の規定なし
第 3 6 条 第 1 項	県：前払い金の請求に請負代金額の制限なし 市：前払い金の請求に「請負代金額が 1 件 1 0 0 万円以上の工事」の制限あり
第 3 6 条 第 4 項	県：中間前払い金の請求に請負代金額の制限なし 市：中間前払い金の請求に「請負代金額が 1 件 1, 0 0 0 万円以上の工事」の制限あり
第 6 1 条	県の約款には市の第 6 1 条（暴力団からの不当介入の排除等）に相当する規定なし
第 6 2 条	県の第 6 1 条と同一
第 6 3 条	県の第 6 2 条と同一
第 6 4 条	県の第 6 3 条と同一
第 6 5 条	県の第 6 4 条と同一